障がい者職業訓練の実施団体の募集について

徳島県では、次のとおり、ＩＴ技能の養成を目的とした障がい者職業訓練（在宅パソコン訓練）の実施団体を募集しています。

１　訓練の目的

職業能力開発施設への通所が困難な障がい者等を対象として、インターネットを活用した職業訓練技法（ｅ－ラーニング）により、ＩＴ技能等を習得し、在宅就業等の促進を図ることを目的とする。

２　訓練実施場所

受講者の自宅等（スクーリング実施（徳島市））

３　訓練定員

４名

４　訓練期間

　　令和７年１１月１０日（月）から令和８年２月９日（月）まで

・訓練時間（受講者の自習を含んだ時間）は、月当たり１００時間を標準に、下限の時間を８０時間とする。１時限の時間は４５分以上６０分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を１時間とみなすものとする。週５日、１日５時限を標準とします。

・訓練期間中（訓練の初日及び最終日を除く）に240時間以上の訓練時間を確保してください。

・原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日は休日とし、これによりがたい場合は、県と協議してください。

５　委託料

・訓練受講生１人につき月額６４,０００円（税抜）※を上限とし、訓練終了後の支払いとなります。

・受講者の決定は、選考の都合上、訓練開始日直前にならないと確定しないことがあります。また応募状況によっては、定員を下回ることもあります。

・中途退所等の場合、委託料は、日割りによる算定となります。

・別紙様式による県立テクノスクール校長との委託契約により、訓練を実施していただきます。

６　応募資格

　　障がい者の自立支援に理解のある団体（社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育訓練機関等）及びインターネットを利用して、教材の配信、受講状況の管理、技能習得指導等を行うｅ－ラーニングのノウハウのある在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第７４条の２に定める法人）等の機関で、適切な訓練環境を確保し、訓練の遂行が可能と認められる者

（１）受講者宅の訓練実施環境（LAN環境）を構築できる機器および技術があること。

（２）受講者の障がいの種類、程度に応じた対応が可能であること。

（３）訓練に必要な設備、機器等の確保が可能であること。

（４）適切な方法により受講者の個人認証（本人確認）、添削指導及びスクーリング（実施場所　徳島市）又は訪問指導等による面接指導が可能であること。

（５）訓練修了生の雇用・就業機会の確保に努めること。

７　応募手続

応募様式１から９に必要事項を記入の上、令和７年８月２０日（水）午後５時までに県産業人材課まで、提出してください。

（電子メールによる送付も可能です。なお、送信の際は、電話等により着信の確認をお願いします。）

８　応募書類の審査及び訓練実施団体の決定について

　　　提出された書類をもとに、当該委託業務の選考委員会において審査を行います。

また、複数の団体から応募があった場合は、プレゼンテーションを実施する場合があります。

日程は応募締切後、お知らせします。（応募団体が１者であった場合においても、その得点の合計が全体の６割以上でない場合は、選考しない場合があります。）

　　　なお、審査結果については、選考後、結果をお知らせします。

|  |
| --- |
|  徳島県経済産業部産業人材課　電話 088-621-2351　　FAX088-621-2852　　　　　　　　　　　　　E-mail sangyoujinzai@pref.tokushima.lg.jp |